

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出  
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

## 第 7 準 備 書 面

2023（令和5）年12月14日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐  
外

第1 被告の準備書面（4）に対して

一 同第1及び第2に対して

被告は、既に支出された事業費に関して、差止の余地がないという理由で、却下を求めるといふ本案前の答弁を行っているが、この点に関しては、原告らは、追って、所謂4号請求への請求の趣旨の変更申立を行う予定である。

二 同第3に対して

1 被告の主張

被告は、乙78を根拠資料として、令和5年3月に、基本設計の作成作業を完了したが、基本設計では、基本計画を基に、安全性を第一に考え、埋立地の面積を約9.3haに縮小し、それに伴って浸出水の調整槽（浸出水処理施設）の容量を約2万8000 m<sup>3</sup>に変更し、防災調整池については処分場の東

側及び南側の法面部の吸水量が減少することから、約 3 万 5000 m<sup>3</sup>に変更した、などと主張している。また、乙 78 には、浸出水処理施設の能力は、400 m<sup>3</sup>/日であると書かれている(乙 78・3 頁)。

2 被告の基本計画は洪水をより激甚にするだけである

(1) しかし、そもそも、乙 78 は、浸出水の調整槽の容量や防災調整池の容量の算出根拠等が何も記載されておらず、安全性を裏付けるための資料としての価値はない。県民を誤魔化して煙に巻くためにつくった宣伝パンフレットに過ぎない。

(2) また、産業廃棄物最終処分場の設計において、浸出水処理施設や防災調整池の計画は、降雨確率 1/30 程度の雨量を基にして立案される(乙 54 の 1・125 頁)ものであり、放流先の河川の治水や、周辺地域の水防とは全く整合性がないものである。

(3) 後述するように、令和 5 年 9 月 8 日の台風の際に日立市に降った雨の雨量は、93 mm/h ないし 97 mm/h に達するものであったが、この雨量が上記の埋立地の面積に降った場合、 $9\text{万}3000\text{ m}^2 \times 0.093\text{ m/h} = 8649\text{ m}^3/\text{h}$ (ないし  $9\text{万}3000\text{ m}^2 \times 0.097\text{ m/h} = 9021\text{ m}^3/\text{h}$ )となり、被告の計画による浸出水処理施設の能力( $400\text{ m}^3/\text{日} \div 24 = 16.7\text{ m}^3/\text{h}$ )を遥かに超える浸出水が発生することになり、本件処分場の処理能力が破綻することは明らかである。また、このような雨が 3 時間半継続して降った場合( $8649\text{ m}^3 \times 3.5 = 3\text{万}0271\text{ m}^3$ 、ないし  $9021\text{ m}^3 \times 3.5 = 3\text{万}1573\text{ m}^3$ )には、前記浸出水処理施設の調整槽の容量 2 万 8000 m<sup>3</sup>をも超えてしまうことになる。

(4) また、上記計画に基づく防災調整池程度(以下の計算は、3 万 m<sup>3</sup>という容量を前提としているが、3 万 5000 m<sup>3</sup>の容量であっても大差はない)の容量では、水防法に基づいて定められた「設定手法」に記載された関東地方における 1 時間当たりの最大雨量 153 mm/h に基づく計算を行った場合、調整池は僅か 25 分程度で溢れてしまい、超過放流量は 31 万 m<sup>3</sup>にもなる(甲 2 3・3

頁、甲 2 4・26～27 頁)。被告の上記計画における防災調整池の容量が、水防法に基づく水防の観点を全く欠いていることは明らかである。

- (5) 被告の基本計画において示された浸出水処理施設や防災調整池の能力は、水防法に基づく水防の観点を全く欠いており、水防との間での整合性がないことは明らかである。その上、後述するように、現状の本件処分場予定地は、防災ダムの役割を果たしているのであり、本件処分場は、その防災ダムをつぶして、より能力の低い施設を造ろうとするものであるから、現状でも洪水浸水区域に指定されて然るべきである場所について、さらに洪水浸水を助長・拡大する施設を造るものと言う他はない。本件計画は、その計画自体において、洪水浸水区域を創出してしまいう計画である。

### 三 同第 4 に対して

#### 1 水防法の規定及び改正の経緯について(準備書面 (4) 4～9 頁)

##### (1) 被告の主張

被告は、縷々述べているが、要するに、改正後の水防法においても、洪水浸水想定区域としての指定対象は、一級河川又は二級河川に指定されていることが前提となっている、というのがその主張である。

##### (2) 被告の主張は、原告らの主張と噛み合っていない

原告らの第 5 準備書面・5 頁においても述べたところであるが、令和 3 年水防法改正と共に国土交通省水管理・国土保全局長から発出された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(国水政第 20 号、令和 3 年 7 月 15 日[甲 16])の記載からも明らかなように、令和 3 年に行なわれた水防法の改正は、近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されていることに鑑みて、流域治水の考え方に則り、河川の治水や水防は、河川の流域全体を視野に入れて考えなければならないのであり、一

級河川や二級河川の支川のうち、それらの河川指定がなされていない河川であっても、浸水想定区域の指定対象に追加して、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すべきである、という趣旨の下になされたものである。

被告は、このような水防法改正の趣旨を全く理解していない。

その上、原告らの主張は、このような水防法改正の趣旨からするならば、本件処分場予定地は、洪水浸水区域に準じた考慮が必要であるというものである。被告の主張は、この原告らの主張に対する反論には全くなっていない。

## 2 被告が行ったスクリーニングにおける「浸水想定区域」の意味について (準備書面(4)9~10頁)

### (1) 被告の主張

被告は、一次スクリーニングにおいて、法令による規制状況等によるスクリーニングを行ったが、これは文献調査等により客観的に把握できるものを選定項目としたものであり、「浸水想定区域」についても、洪水ハザードマップで確認することができるという趣旨で選定項目としたものであるから、水防法の基準に照らして、選定の実質を有するか否かを調査し、審査することまで行う趣旨で設定した選定項目ではないから、原告らが主張するような裁量権行使の基準ではない、などと主張している。

### (2) 被告の主張の誤り

被告の一次スクリーニングは、「法令による規制状況等」と記載されているが、その中に、「法令上の規制区域(土地利用計画、自然環境保全、防災面)」「立地上の制約区域(地形・地質、浸水・地盤沈下等)」と書かれている(乙7・13頁)。従って、スクリーニングの対象は、法令上の規制だけではなく、実質的な立地上の制約区域も含まれることは明らかである。この点は、被告自ら、東日本大震災で発生した津波による被害範囲などと述べていることから明らかである。当然のことながら、カスリーン台風時の浸水区域

等についても調査を行うべきであったことは明らかである。

その上、本件処分場予定地が浸水想定区域に該当するかとか、本件処分場計画によって浸水地域が発生するかとかいうことは、県民の生命・健康・財産の侵害に直結することであるから、それらを守る上で、実態的な調査・考慮をしなければならなかったことは明白である。もし被告が言うように、文献調査だけを行えばいいということであるならば、一次スクリーニングのやり方自体において、被告職員の大きな裁量権限逸脱があるものといわねばならない。

### 3 唐津沢に関連する主張について

#### (1) 被告の主張

被告は、本件処分場予定地に唐津沢という河川は存在しない、と主張している。また被告は、令和 3 年水防法改正によっても、一級河川でも二級河川でもない唐津沢流域が洪水浸水想定区域に指定対象となることはないとか、洪水浸水想定区域に準じた扱いとは何を意味するのか不明であるとか、水防法改正によって唐津沢流域が洪水浸水想定区域に準ずるものと言えるかどうかの検討をしなかったとしても、スクリーニングというのはその時点における客観的な各種法規制の状況等について行うものであり、その後の状況に応じて改めてやり直さなければ当初の選定が違法になるものということではない、などと主張している(準備書面(4)10~15頁)。

#### (2) 唐津沢という河川は存在する

本件処分場予定地に唐津沢という河川が存在したことは、被告が提出した日立セメント株式会社作成の「日立セメント太平田鉱山について(回答)」という書証添付の地図(乙48の2・25頁)にも、河川名が書かれているほか、その川筋が青く明記されている。また、乙48の2・10頁にも、「鉱山東側の久保林道沿いに沢があり、現在は鉱山道路脇を流れています」と述べられており、河川があることは明らかである。被告は、乙48の2・10頁に、

「本件処分場予定地の中心に「唐津沢」なる河川は存在していなかったとのことである」と書かれている旨主張しているが、書証に実際に書かれていることとは正反対の虚偽を述べている。

また、本件処分場予定地に河川があり、その河川が「唐沢（澤）」という名称であったことは、国土地理院が作成した2万5000分の1の地形図にも記載されていた（大正7年発行のもの、昭和22年発行のもの、昭和33年発行のもの[甲25の1～3]）。その後、日立セメントが掘削してしまったため、唐津沢と鮎川との合流点付近の河道は失われてしまったが、最新の平成28年発行の同地形図にも、掘削場所の上流付近には河道が存在することが明記されている（甲25の4）。

そもそも、本件処分場予定地の地形を見れば、左右から山が迫った谷底の地形となっていることが一目瞭然であり、その谷底に河川の流域があったこと、ないしはあることは、誰が見ても分かることである。被告の、唐津沢などと言う河川は存在しないという主張は、詭弁に過ぎない。

なお、被告は、普通河川であるならば公図に「水」と記載されているはずだ、などと述べている。公図に唐津沢の記載がされていないのはそのようであるが、この河川は、林道とほぼ並行して流れているため、公図には林道の記載だけしかされなかったのではないかと思われる。しかし、国土地理院の地形図にも記載された河川を、もし日立市が普通河川として管理していないということが事実であるなら、同市の河川管理上の瑕疵ということになるし、茨城県がもし二級河川として登録することも検討していないのなら、茨城県にも河川管理上の瑕疵があることになろう。

### (3) 洪水浸水想定区域に準じた扱いについて

まず、令和3年水防法改正によっても、一級河川でも二級河川でもない唐津沢流域が洪水浸水想定区域に指定対象となることはないという主張に対しては、前記1において、既に述べたとおりである。

次に、被告は、洪水浸水想定区域に準じた扱いとは何を意味するのか不明であると述べているが、これは、本件処分場予定地を、水防法上の洪水浸水想定区域と同様のスクリーニング対象とすべきであったということである。

それから、水防法改正によって唐津沢流域が洪水浸水想定区域に準ずるものというべきであるとだと考えられる以上、同流域(=本件処分場予定地)について、改めて洪水浸水想定区域と言えるかどうかの検討をし直すべきである。このことは、同区域に該当するということは、本件処分場を建設した場合には、周辺住民の生命・健康・財産に影響を与えることになるのであるから、至極当然のことである。都道府県は、住民の福祉の増進に努める義務を有するのであり(地方自治法1条の2第1項、2条14項)、住民の生命・健康・財産を守るということは、住民の福祉の増進を考えるうえでの最優先事項だからである。従って、スクリーニングというのは、それを行った時点における客観的な各種法規制の状況等について行うものでは足りず、その後の状況に応じて、住民の生命・健康・財産を守るために新たに検討しなければならない事情が発生した場合には、改めてやり直さなければ、当初の選定は違法になるのである。

#### 4 本件処分場予定地の集水面積について

##### (1) 被告の主張

被告は、原告らは本件処分場予定地の集水面積を118.30haであると主張しているが、本件処分場予定地の整備後においては、新設道路によって東西に分割される、などという主張をしている(準備書面(4)16~17頁)。

##### (2) 被告の主張の誤り

しかし、被告の主張は、上記新設道路に沿って整備されるという側溝の幅や深さ、流量、蓋をするのかどうか、大雨や鉄砲水が発生した場合の耐性、メンテナンスをどの程度の頻度で行うか等の基本的な数値の裏付けや計

画内容に関する資料すらも全く伴わないものであるから、全く信用性のない主張である。

しかも、後述するように、令和5年9月8日の台風の時には、唐津沢の唐津沢湖への流入部分の水路が破壊され、上流部分に降った雨水が一举に唐津沢湖に流入するということが起こった。また、新設道路の西側に降った雨が、新設道路に併設されるという側溝から溢れて、本件処分場に流入することも今後十分に考えられる。

そもそも、被告が作成した「開発行為の技術基準」には、開発行為を行う場合の排水については、「計画排水区域は、雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域とする」と定めている（甲26・17～18頁）。本件処分場計画もまた、開発行為に他ならないのであり、被告は、被告自ら定めた基準をしっかりと遵守すべきである。

従って、本件処分場予定地の集水面積を118.30haと考えることは、十分に合理性があることである。

## 5 唐津沢湖には約57万m<sup>3</sup>の雨水貯留が可能であることについて

### (1) 被告の主張

被告は、本件処分場予定地の湛水は、単に雨水が溜まっているだけであり、洪水調節の機能を果たしていないとか、本件処分場予定地の西側斜面に降った雨水は、西側斜面沿いの排水路によって鮎川に流出したり蒸発したりしているということを考えていないとか、鈴木意見書に述べられた貯留可能な雨水量については計算根拠が示されていない、などと主張している（準備書面（4）19～20頁）。

### (2) 被告の主張の誤り

まず、原告らが主張する本件処分場予定地の雨水貯留というのは、現状での、掘削された状態を前提としたものである。現状では、掘削された個所に水が溜まって湖のような状況となっている（以下、この湛水している個



所を「唐津沢湖」という)。

そして、この唐津沢湖は、この湖面に降った雨のみならず、周辺の斜面ばかりではなく、唐津沢の上流部分に降った雨も貯水している。唐津沢湖は、このように、周辺の斜面や上流域に降った雨水をも貯水しているのであるから、ダムであり、洪水調節機能を事実上果たしているものと言える。そもそも、被告が提出した乙 54 の 2 には、「湛水部には周囲から地下水が流入し、豪雨時には唐津沢全域から多量の雨水が流入するにも拘らず、湛水が現状を維持するのは、北側方向への地下水の勾配により、流入した水の一部は地下水として流出している」という記載がある(乙 54 の 2・77 頁)。被告自ら、唐津沢湖に、唐津沢流域全域から豪雨時に雨水が集まることを認識している上、地下水として湛水部から余分な水が流出して水位のバランスを保つ作用は、通常のダムの放流動作に相当するものと考えられる(甲 2 4・6 頁)。唐津沢湖がダムとして機能しているということに他ならない。

被告は、本件処分場予定地の西側斜面に降った雨水は、西側斜面沿いの排水路によって鮎川に流出したり蒸発したりしているということを考えていないなどと述べているが、このようなことは、唐津沢湖がダムとして洪水調節機能を果たしていることを否定することにはならない。そして、この被告の主張は、西側斜面に降った雨の量が少ない場合に限られたものである。この区域に降った雨を流す流路の排水量には限りがあり、大雨が降った場合に、この区域に降った雨の全てが鮎川に流入するとは考えられない。

また、鈴木意見書が唐津沢湖は 57 万 2600 m<sup>3</sup>の貯水能力があるという指摘をした(甲 19)根拠は、甲 2 4・5～6 頁に述べられている通り、現在の湛水の面積が約 2.4ha、湖面の標高が約 110m、斜面の傾斜角度 40 度、とした場合に、湖面が 15.4m 上昇するまで湛水すると、57 万 2600 m<sup>3</sup>となる、というものである。唐津沢湖の流出口付近の標高は、約 125m であるから、

15m程度の水位上昇まで、雨水の貯留が可能となるのである。

## 6 鈴木意見書への反論について

### (1) 被告の主張

被告は、鈴木意見書(甲 19)では、防災調整池の許容放流量について問題としているが、被告は堅実な数値を採用していることを無視しているとか、同意見書で採用している降雨強度が誤っているとか、西側流域について調整池技術基準を用いていることが誤っているとか、西側流域に降った雨に対する防災調整池の容量計算を誤っている、などと主張している(準備書面(4) 21~27頁)。

### (2) 防災調整池の許容放流量について

被告は、防災調整池の許容放流量について、鮎川の流下能力  $18.437 \text{ m}^3/\text{s}$  に対して、 $1.0681 \text{ m}^3/\text{s}$  として、堅実な数値を採用していると述べている。

しかし、第一に、本件で問題とされるべき放流量は、本件処分場からの放流量だけではない。降雨時には、被告が言うところの西側流域から、被告の主張に従えば、直接鮎川に流出するということである。原告らの第5準備書面・9頁において述べたのは、この西側流域に、水防法に従って定められた関東地方における1時間当たりの最大雨量に相当する雨が降った場合における、流出水量は、 $20.77485 \text{ m}^3/\text{s}$  となる、というものである。西側流域については、被告の主張によるならば、被告の操作によってどうすることもできない流出水が、そのまま鮎川に流入することになるのであり、被告が堅実な数値を採用すること自体、不可能なことである。

第二に、被告は、防災調整池の許容放流量について、堅実な数値を採用すると述べているが、防災調整池や浸出水処理施設の能力自体が、水防法で定められた降雨量に対応することができないものであり、そもそもこのような雨が降った場合に、「堅実な数値」を維持することが可能であるとは到底考えられない。

この点、被告が書証として提出している「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説」の第 21 条は、「洪水吐き」という表題の規定であり、「調整池には、洪水を処理するための洪水吐きを設けるものとする」(同 1 項)、「洪水吐きは、200 年に 1 回起こるものと想定される当該調整池の直上流部の流量、またはすでに観測された雨量、水位、流量等に基づいて算出された当該調整池の直上流部における最大の流量のいずれか大きいものの 1.2 倍以上の流量を放流し得るものとする」(同 2 項)と規定している。また、同文書の第 22 条は、「洪水吐きの構成等」という表題の規定であり、「洪水吐きは、前条によるほか、次の各号に定める機能及び構造を持つものとする」と定めており、その第 4 号は、「下流水路への接続については、土地利用及び宅地化の状況、地形等を勘案の上、下流の人家・道路等への被害が生じないように配慮するものとする」と規定している(乙 46 の 1・25～26 頁)。防災調整池の構造上、200 年に 1 回ないし過去最大流量の 1.2 倍以上の流量を流せるだけの洪水吐きを設ける必要があるということである。従って、被告が本件処分場計画において採用している防災調整池の容量算定の降雨量が、被告自ら定めている基準にも反して、極めて低い数値を採用しているものであることが明らかである。

被告の主張は絵に描いた餅以外の何物でもない。

(3) 鈴木意見書が採用している降雨強度について

被告は、防災調整池の能力を論じるにあたって、水防法が想定しているような数値を採用すること自体が誤りである、などと主張する。

しかし、本件で問題となっているのは、本件処分場予定地が洪水浸水想定区域に該当するか、ないしは、同区域に準ずるものとして考えるべきか、ということであり、この概念は水防法上の概念であるから、洪水浸水が発生する可能性があるかどうかは、同法上の考え方をを用いて考えるべきである。被告の主張は、論理のすり替えを行っているものに他ならない。

しかも、被告は、本件処分場に先立って建設されたエコフロンティア笠間処分場では、1/200 確率の降雨強度を使用して防災調整池の容量を定めたという前例がある。その当時には、現行の水防法の規定はなかったにもかかわらず、本件処分場計画で採用された甘い数値(1/30)は用いなかったのである。現在は、水防法によって、より安全度を高めた数値(1/1000)が定められているのであるから、県民の福祉の増進を考えなければならない被告としては、水防法に定められた厳格な数値を用いて計画を立てるべきであることは当然のことである(甲 2 4・13～14 頁)。さらに、地球温暖化によって、線状降水帯が発生して記録を更新するような集中豪雨が降る時代となっている現在、このような考えに立たなければならないことは、より強度になっているものというべきである。

(4) 西側流域について調整池技術基準を用いていることについて

被告は、西側流域については、土地の形状形質の変更を伴う開発を行う計画はないから、調整池技術基準は関係がないとか、西側流域から直接側溝や水路に流入する雨水が、現状以上に鮎川に大きな影響を与えるものではない、などと主張している。

しかし、西側流域に降った雨であっても、本件処分場に流入することが想定され得ることは、既に述べたとおりである。本件処分場の防災調整池の安全性を考慮に入れるならば、西側流域に降った雨を処理する能力を備えることが重要である。特に、水防法が想定するような豪雨が降った場合には、西側流域に降った雨は、それだけで鮎川の流下能力を超えることになるから、なおさら、その降雨を防災調整池に導入して、放流量を調整しなければならないのである(甲 2 4・12～13 頁)。

また、西側流域に降った雨は、現状では、その下部の水路から流れるだけではなく、唐津沢湖に流入する水もあるものと考えられる。本件処分場が建設されると、被告の計画では、このような水はなくなり、西側流域に

降った雨水は全て鮎川に直接放流されることになるから、本件処分場計画は、鮎川に対してより深い負荷を与えることになる。

## 7 本件処分場の防災調整池や浸出水処理施設の能力について

### (1) 被告の主張

被告は、防災調整池や浸出水処理施設の能力を定めるに際して、水防法の基準を用いるのは誤っているとか、本件処分場の計画は十分な能力を持っている旨、主張している(準備書面(4)27~31頁)。

### (2) 被告の主張の誤り

既に述べたように、本件で問題となっているのは、本件処分場予定地が洪水浸水想定区域に該当するか、ないしは、同区域に準ずるものとして考えるべきか、ということであり、この概念は水防法上の概念であるから、洪水浸水が発生する可能性があるかどうかは、同法上の考え方を用いて考えるべきである。被告の主張は、論理のすり替えを行っているものに他ならない。

また、日立市に実際に令和5年9月8日の台風の際に降った雨を前提とすると、本件処分場の防災調整池や浸出水処理施設の能力は、そのような大雨に対する対処能力を明らかに欠いている。

## 8 カスリーン台風時の浸水被害について

### (1) 被告の主張

被告は、日立市が発行した「日立の災害記録」や国土地理院のウェブサイト等を見ても、本件処分場予定地周辺や鮎川流域には、カスリーン台風時の洪水災害があったという記載は見当たらない、などと述べている(準備書面(4)31~32頁)。

### (2) 被告の主張の誤り

ア しかし、原告らの第5準備書面・11頁においても述べたように、乙48の2の添付の記録写真から、本件処分場予定地周辺において、カスリー

ン台風時に著しい浸水被害があったことが十分に読み取れるし、その当時に日立地方に降った雨と鮎川の流下能力とを勘案すれば、同川流域に洪水被害があったことは優に推認できる。

また、「五十年のあゆみ」（甲27・31頁以下）においても、太平田鉦山がカスリーン台風の直撃を受け、事務所等が浸水した上、県道の橋梁流失や決壊する等の甚大な被害を受けていることが確認でき、鮎川流域に洪水被害があったことが認められる。

イ そして、2023（令和5）年9月8日の台風13号は、鮎川流域に甚大な被害をもたらしたことから、カスリーン台風時に著しい浸水被害があったことを裏付けることとなった。

(3) 2023（令和5）年9月8日台風13号の鮎川流域の甚大な被害

2023（令和5）年9月8日、日立市は台風13号により、市役所が浸水被害を受けるなど甚大な被害を被った。

鮎川流域でも、道路が土砂崩れにより通行止めとなり、道路は水であふれ、民家が浸水被害を被った。「2023年9月8日台風13号による日立市鮎川の洪水被害」（甲28）中の②地点・県道37号（撮影日時：9日9時59分）では土砂崩れのため通行止めとなり、④地点・梅林橋前（撮影日時：9日7時43・45分）では道路が冠水している状況がみてとれる。9日の午前7時台の時点でも鮎川流域の民家（地点⑥・⑦）への浸水被害も確認されている。

台風13号は9月8日夜間に1時間当たり93mmの記録的豪雨を記録しているが、上記被害写真はいずれも翌9日の午前に撮影されたものである。記録的豪雨から相当時間が経過してもなお上記の通り被害が確認できることからすれば、まさに記録的豪雨が降っている時間帯がいかに壮絶であったか想像に難くない。現に地点⑤・鮎川に隣接する諏訪梅林内では鮎川が越水増水したことにより梅林内にも浸水したために流木

が複数見つかっている。

(4) 小括

被告は災害記録や文献がないという理由で「気象庁がいうような」洪水や洪水被害がなかったと主張するが、台風13号は鮎川流域に豪雨が降れば、鮎川流域に甚大な被害をもたらすことを裏付けることとなり、カスリーン台風が鮎川流域に原告主張のように甚大な被害をもたらしたことは明らかなものといえる。

9 唐津沢の現状について

(1) 被告の主張

被告は、唐津沢湖に 57 万 2600 m<sup>3</sup>の貯留能力があるということについては計算根拠が不明であるとか、洪水調節機能は有していないとか、本件処分場が建設されれば、処分場自体が洪水調節機能を果たすことになる、などと述べている(32～33頁)。

(2) 被告の主張の誤り

唐津沢湖の貯留能力の計算根拠や、洪水調節機能を有することについては、既に述べたとおりである。

また、本件処分場が建設されても、本件処分場自体の浸出水処理施設や防災調整池について、十分な洪水防止の機能がないことは既に述べたとおりであるし、被告自ら、本件処分場のそれらの施設には、水防法に規定される数値が適用されるべきではないなどと述べているのであるから、同法に規定されるような豪雨が降った場合に全く対応できないことは、被告自らが認めていることに他ならない。その上、本件処分場は、現在唐津沢湖が有する貯留能力を破壊して建設されるものであるから、鮎川流域にこれまで以上に洪水被害をもたらす元凶となるのである。

## 第2 原告の主張

### 1 台風13号の発生及び日立市の雨量

2023（令和5）年9月5日に発生した台風13号は、9月8日に本州南側の東海道沖に北上し、東側に発達した雨雲が日立市にかかり、線状降水帯が発生して記録的な大雨となった。

日立市内全域に土砂災害警戒情報に加え、二度にわたり記録的短時間大雨情報が発表され、気象庁の発表では1時間雨量が93mm、24時間雨量が282.5mm（日立市の発表ではそれぞれ97mm、268mm。）と、日立市の観測史上最大の記録となった（甲29気象庁発表・甲30日立市発表）。

### 2 本件候補地における洪水と土石崩落の発生

(1) 被告は現在雨水等が湛水されて湖となっている窪地を埋め立てて本件処分場を建設しようとしているところ、上記台風により、唐津沢上流域の下流端で洪水が発生し、同窪地南西側の上り道路と谷底へと下る道路の分岐点付近を起点として、推定で最大長さ約80m、最大幅約30m、最大深さ約7mという広範囲にわたり地盤が崩壊した。そして、崩落した土石が遙か離れた窪地の湖面南端まで流下し、その周辺に堆積した（以上につき甲31）。

同崩落現場については、水防法規定の降雨量153mm/hrの際には18.5 $\text{m}^3/\text{s}$ の洪水が発生すると予測されているため、降雨量93mm/hrという今回の台風13号の際には、 $153 : 18.5 = 93 : X$ から、 $X = \text{約} 11.25 \text{m}^3/\text{s}$ の洪水が発生したものと推測される。(2) 原告らは、原告ら第5準備書面において、本件処分場予定地が洪水浸水想定区域の実質を有することについて主張していたところ、今回の台風13号により奇しくも同主張を裏付ける結果となったものである。



### 3 日立市役所浸水被害の発生

- (1) 2023年9月8日、台風13号に伴う豪雨により、日立市役所近くを流れる数沢川と平沢川の合流部から越水が生じ、日立市役所本庁舎が浸水する被害が発生した（甲32、33）。
- (2) 市役所本庁舎は、2011年の東日本大震災による破損の修繕の必要などから旧庁舎敷地内での建て直し事業が開始し、2017年に完成した建物であるところ、同庁舎の建設検討段階から、近年の雨量による浸水被害を懸念する意見が提示されていた。

まず、旧庁舎敷地には、近隣に平沢川があり、数沢川に至っては東西を横切るように流れていた。日立市新庁舎建設事業では、庁舎敷地の有効活用の観点から、地下埋没をさせつつ北側に迂回させ、移設を行うものとされていた（甲34）。

このように、旧庁舎敷地内外に平沢川、数沢川が存在していたことから、2012年6月22日に開催された第3回日立市新庁舎建設市民懇話会では、新庁舎建設市民懇話会委員から、「建物の構造の話から始まったが、その前に、近年の雨量が異常であることから、新庁舎の後ろを流れている川からの冠水の心配はないのか。」と、河川からの越水に関する懸念が示されていた（甲35・2頁）。これに対し、事務局からは「庁舎建設に伴い、雨量計算に基づく河川の改修についても予定している。」との回答がなされた（同頁）。

しかし、日立市本庁舎建設事業では、数沢川の排水能力についての検討としては、「排水計画を検討する場合、数沢川の流域に1時間当たり約50mmの雨が降る事を想定して断面形状を決定します。その場合、数沢川には1秒当たり約40トンの水が流れ込みます。」「現在の数沢川の排水能力（断面図2参照）は1秒当たり約60トンで、十分な排水能力があると判断していますが、河川の改修に当たっては、安全性、経済

性などを考慮して断面を決定します。」「この流域での時間当たりの最大雨量は、平成11年10月27日に市役所で観測された1時間あたり88mmでしたが、この流域は山地が91%を占めているため森林の保水能力が高く、実際に川に流れこむ水量は計算上を大きく下回っており、数沢川が溢れることはありませんでした」との検討にとどまった（第4回日立市新庁舎建設市民懇話会、甲36）。

- (3) このように、日立市役所本庁舎の建設検討段階（2012年頃）においては、数沢川を本庁舎の地下に埋没させる方針（暗渠する方針）を採用しながら、1時間あたり50mmないしは88mmの降雨量を想定した検討をするにとどまった。その結果、検討からわずか10年のうちに、今般の台風13号において、1時間雨量93mmの豪雨が発生したことにより（甲29）、日立市役所本庁舎に浸水被害が発生することとなった。

そして、日立市役所本庁舎浸水により、同庁舎の電気設備が水没し、同庁舎は9月8日から9月9日夕方まで停電が続くこととなり、災害時の対策本部としての機能を果たせない状況に陥るとの甚大な被害が発生した。

このように、本件浸水被害は、市役所が重要な施設であり、その建設事業において豪雨による浸水の可能性が示唆されながら、豪雨による雨量を踏まえた検討が不十分であったことにより生じた被害である。本件浸水被害は、重要施設における浸水被害や洪水被害を避けるためには、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた検討が必要不可欠であることを示したのである。

日立市も、「約70年間で両河川が越水した記録がなかったことや、数沢川を暗渠（地下水路）化する際に川の容量を1・3倍に拡張したことから、梶山副市長は「あふれる心配はないだろうと当時は考えた」などと、建築当時の雨量想定の不十分を自認している（甲33）。

- (4) 同じ日立市内に建設予定となっている産業廃棄物処理施設も、豪雨発生の際に洪水が発生することになれば、施設からの廃棄物や汚染水流出による土砂洪水被害による周辺住民の生命身体の危険を引き起こしかねない。そのため、産業廃棄物処理施設という重要施設の建設候補地の検討に際しては、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた建設場所の検討が必要不可欠である。
- (5) そして、過去の同一地域における気象状況に基づく検討にとどまらず、豪雨による雨量を踏まえた検討を行うに際しては、国土交通省水管理・国土保全局が設定した、関東地方の1時間最大雨量153mm、24時間最大雨量690mmとの基準に準拠すること合理的であり、同基準を本件候補地における降雨時の洪水発生危険性を検討する際の基準とすべきである。

ここで、本件候補地における降雨時の洪水発生危険性に関連し、被告は、2015（平成27）年9月の関東・東北豪雨における降水量、すなわち、古河観測所における日降水量214.5mm/日、1時間最大降水量45.5mm/時、奥日光観測所における日降水量390.0mm/日、1時間最大降水量45.0mm/時（乙40の4・50頁）でも処理が可能であることから地域住民の生命身体が危ぶまれる事態になることはないと主張する（答弁書10頁）。

しかし、今般の台風13号による日立市の1時間雨量は93mm、24時間雨量は282.5mmである（甲29）。今般の台風13号では、日立市の1時間雨量において、被告の想定する、2015（平成27）年9月の関東・東北豪雨における降水量を上回る雨量が発生している。また、昨今の豪雨による異常雨量の傾向に鑑みれば、24時間降雨量においても、被告の想定を上回る異常雨量が今後発生する蓋然性は高い。このことから、被告主張の想定は不十分であることは明白である。

(6) 以上、原告らは、産業廃棄物処理施設という重要施設の候補地選定において、降雨時の洪水発生危険性の検討に際しては、国土交通省水管理・国土保全局が設定した、関東地方の1時間最大雨量153mm、24時間最大雨量690mmとの基準に準拠すべきであると主張しているところ（訴状6頁など、第1準備書面6頁以下など）、今般の台風13号による日立市役所浸水被害は、同主張を裏付ける結果となったものである。

以上